

条例	規則	要綱
京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例 目次 第1章 総則（第1条～第7条） 第2章 構造設備の基準（第8条～第12条） 第3章 清純な施設環境を保持すべき施設等（第13条・第14条） 第4章 衛生に必要な措置の基準（第15条） 第5章 旅館業の適正な運営（第16条～第19条） 第6章 雑則（第20条～第25条） 第7章 罰則（第26条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、旅館業法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び旅館業の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、市民の安全かつ安心な生活環境を確保するとともに、宿泊者にとって安全かつ安心な宿泊環境の提供が確保されることにより、本市における旅館業の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 申請 法第3条第1項の規定による許可の申請をいう。 (2) 申請者 申請をしようとする者をいう。 (3) 無許可営業者等 法第3条第1項の規定による許可を受けず、かつ、住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出をせずに、宿泊料を受けて人を宿泊させることを業として行う者及びその疑いがある者をいう。 (4) 営業者 法第3条の2第1項に規定する営業者をいう。	京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、旅館業法（以下「法」という。）及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。	京都市旅館業法の施行に関する要綱 （目的） 第1条 この要綱は、旅館業法（以下「法」という。）、旅館業法施行令（以下「令」という。）、旅館業法施行規則（以下「規則」という。）、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則（以下「市規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

条例	規則	要綱
(5) 周辺住民 法第3条第1項の規定による許可に係る施設（申請者が申請をしようとする施設を含む。第7号において同じ。）の周辺に居住する者であって、当該施設における旅館業の実施により生活環境に悪影響を受けるおそれがあるものをいう。 (6) 小規模宿泊施設 法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営む施設で、次に掲げる要件を備えているものをいう。 ア 施設が存する建築物が一戸建て又は長屋建て（階数が3以下であり、かつ、当該施設の宿泊者と当該宿泊者以外の者の共用に供する部分が存しない構造であるものに限る。）であること。 イ 客室の数が、1であること。 ウ 施設の全てを宿泊者の利用に供するものであること。 エ 宿泊の形態が、1回の宿泊について、9人以下で構成される1組に限られること。 (7) 近隣住民 次に掲げる者をいう。 ア 法第3条第1項の規定による許可に係る施設が存する建築物の当該施設以外の部分の占有者 イ 法第3条第1項の規定による許可に係る施設が存する建築物の敷地の境界線からの水平距離が10メートルの範囲内にある敷地に存する建築物（その外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）と当該施設が存する建築物の外壁等との間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）の占有者 (8) 避難通路 施設が存する建築物の出入口（当該建築物が複数の出入口を有するものであるときは、当該施設を利用する者が主として利用する出入口に限る。）から建築基準法第42条に規定する道路、公園その他の空地に通じる通路をいう。 (9) 無許可営業施設等 無許可営業業者等が宿泊料を受けて人を宿泊させ、又は宿泊させている疑いのある施設をいう。 （基本理念） 第3条 旅館業は、次に掲げる事項を基本理念として適正に		

条例	規則	要綱
運営されなければならない。 (1) 旅館業は、宿泊が旅行の行程を構成する重要な要素であることに鑑み、国内外から本市を訪れる宿泊者をあたたかく迎える心を持って運営されなければならないこと。 (2) 旅館業は、宿泊者及び市民にとって安全かつ安心なものとなるよう運営されなければならないこと。 (3) 旅館業は、地域の生活環境との調和に配慮して運営されなければならないこと。 (4) 旅館業の運営を通じて宿泊者と市民との間の交流の促進が図られるとともに、伝統的な建築物により形成される文化その他の京都固有の文化の継承及び発展が図られるべきこと。 (本市の責務) 第4条 本市は、基本理念にのっとり、旅館業の適正な運営の確保を図るために必要な施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。 (営業者等の責務) 第5条 営業者（申請者を含む。）その他の旅館業に携わる者（以下この条において「営業者等」という。）は、基本理念にのっとり、旅館業の適正な運営の確保に関し本市の施策に協力しなければならない。 2 営業者等は、旅館業の適正な運営の確保に向けて市長が行う指導、勧告、助言又は情報の提供の趣旨及び内容を十分に理解し、真摯に対応するよう努めなければならない。 3 営業者等は、地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加すること等により、地域住民との間の信頼関係の構築に努めなければならない。		(営業者等の責務) 第3条 営業者（申請者を含む。）その他の旅館業に携わる者（以下この条において「営業者等」という。）は、旅館業の実施に伴う生活環境の悪化防止の措置をより具体的かつ実効性のあるものとするとともに、地域住民との間の信頼関係の構築を図るため、当該旅館業の運営に関し、地域の自治会等（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号イに規定する団体をいう。）又は周辺住民若しくは近隣住民（以下「住民組織等」という。）と協議し、合意事項を協定として締結するよう努めなければならない。 2 旅館業の運営に関して締結する協定については、当事者間の信頼関係に基づき締結されるものであることに留意し、住民組織等からの正当な申入れ等については、真摯に対応するものとする。また、当該協定は、当該旅館業により生活環境への悪影響を受けるおそれがある住民組織等との間で締結するものとする。 3 営業者等は、地域の自治会等への加入、防火防災訓練や一斉清掃等の地域活動への参加など、施設の存する地域コミュニティの一員となるよう努めなければならない。

条例	規則	要綱
(宿泊者の責務) 第6条 宿泊者は、基本理念にのっとり、旅館業の適正な運営の確保に関し本市の施策に協力するよう努めなければならない。 2 宿泊者は、旅館業の施設に宿泊するときは、適正に運営されている旅館業を利用するとともに、当該施設において旅館業を営む営業者その他の旅館業に携わる者から説明を受けた事項を遵守し、周辺住民に迷惑を及ぼすことがないよう努めなければならない。		(宿泊者の責務) 第4条 宿泊者は施設に宿泊するに当たって、次に掲げる事項に配慮し、施設の周辺住民に迷惑を及ぼすことがないよう努めなければならない。 (1) 施設付近の路上において、旅行かばんを引く音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は特に注意すること。 (2) 施設又はその付近において、大声、大きな物音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は特に注意すること。 (3) 施設又はその付近において、たばこの吸い殻やごみをみだりに捨てないこと。 (4) 施設の付近において、きまりに反したごみ出しをしないこと。 (5) 火災等を発生させないように細心の注意を払うこととし、万が一、火災等が発生したときは、119番通報や営業者その他の旅館業に携わる者に連絡するなど、適切に対応すること。 (6) 営業者その他の旅館業に携わる者から面接時に説明又は指示を受けた生活環境の悪化を防止するために必要な事項や設備器具の使用方法などをよく理解し、これに従うこと。
(市民の責務) 第7条 市民は、基本理念にのっとり、旅館業を利用する宿泊者をあたたかく迎えるための本市の施策に協力するよう努めなければならない。 2 市民は、基本理念にのっとり、適正に運営されていない旅館業を是認し、又は助長することのないよう配慮するとともに、旅館業の適正な運営の確保に関し本市の施策に協力するよう努めなければならない。	(許可の申請) 第3条 旅館業法施行規則（以下「規則」という。）第1条第1項の規定による申請は、旅館業許可申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。 (1) 営業施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区	(許可の申請) 第5条 法第3条第1項の許可の申請は、規則、条例及び市規則に定めるほか、次に掲げる図書及び書類を添えて行うものとする。 (1) 構造設備の概要（第1号様式（法第3条第1項関係））

条例	規則	要綱
	域内の見取図（法第３条第３項に規定する学校等及び営業施設との距離を明示すること。） (2) 申請者が法人であるときは、法人の登記事項証明書 (3) 申請者が個人であるときは、住民票の写し (4) その他市長が必要と認める図書	(2) 施設外玄関帳場（条例第１０条第１項に規定する施設外玄関帳場をいう。以下同じ。）及び営業者又は使用人等（条例第８条第２号ウに規定する使用人等をいう。以下同じ。）の駐在場所を設ける場合は、施設の敷地の周辺おおむね１キロメートルの区域内の見取図（施設外玄関帳場及び営業者又は使用人等の駐在場所（以下この号において「駐在場所等」という。）の所在地並びに駐在場所等から施設までの距離及び移動経路を明示したものであること。） (3) 配置図 (4) 施設の平面図（客室の床面積、寝室面積及び窓面積の算定のための内法寸法を明記したものであること。） (5) 前号に示す内法寸法に基づき算定した客室の床面積、寝室面積及び窓面積並びにその算定根拠を表等により示す図書 (6) 施設の存する建築物の全ての階の平面図（旅館業以外の用途（住戸を含む。）に供する箇所がある場合は、その場所と用途を明示したものであること。） (7) 階層式寝台を設置する場合にあっては、階層式寝台の詳細図 (8) 玄関帳場の詳細図（平面図、正面図及び断面図等） (9) 玄関帳場代替設備（条例第８条第３号に規定する玄関帳場代替設備をいう。以下同じ。）を設置する場合は、宿泊者の本人確認や出入りの状況を確認する方法を示した図書及び当該玄関帳場代替設備により撮影した画像が確認できる図書 (10) 施設外玄関帳場を設置する場合は、その詳細図及び当該施設外玄関帳場の存する建築物の全ての階の平面図（旅館業以外の用途（住戸を含む。）に供する箇所がある場合は、その場所と用途を明示したものであること。）並びに当該施設外玄関帳場に設けた設備を通じ、小規模宿泊施設に設けた設備により撮影した昼間及び夜間の画像が確認できる図書 (11) 京町家施設（条例第１０条第２項で規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受けようとする場合は、京都

条例	規則	要綱
		市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家であることを証する書類 (12) 入浴施設にろ過装置がある場合は、浴槽の規模を確認することができる図面及び循環ろ過の概略図面（集毛器、消毒装置等の位置を明示したものであること。）並びに循環ろ過装置の仕様を確認することができる図書 (13) 水道法の適用を受けない水（水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする貯水槽から供給を受ける水（小規模貯水槽水道という。）を除く。以下同じ。）を使用する場合にあっては、洗面用水及び共用の入浴施設等において使用する浴用湯水の水質検査結果の写し (14) 規則第1条第1項第1号に規定する定款又は寄付行為の写しについては、現行のものに限る。 (15) 市規則第3条第3号に規定する住民票の写しについては、本籍地又は国籍・地域及び住民基本台帳法第30条の45に規定する区分に関する記載のあるものとする。ただし、申請者が個人であって日本国内に住所を有さないときは、住民票の写しに代わるものとして、官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。）が発行した証明書等（氏名、出生年月日、住所が記載されているものに限る。）とする。 (16) 建築基準法第7条第4項に規定する完了検査を要する新築、増築等を伴う許可申請にあっては、建築基準法に規定する検査済証の写し (17) 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を要する用途変更を伴う許可申請にあっては、建築基準法に規定する確認済証の写し (18) 建築物の用途変更を伴う許可申請（建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を要する用途変更を伴う許可申請を除く。）及び第17条第2項第2号から第4号に規定する許可申請（建築基準法第7条第4項に規定する完了検査を要する新築、増築等を伴う許可申請を除く。）にあっては、建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書

条例	規則	要綱
	(許可の決定等) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、その旨を文書により通知する。	(19) 条例第17条第2項第1号に規定する書類については、建物の登記事項証明書とする。 (20) 条例第17条第2項第2号に規定する書類については、賃貸借契約書の写しその他の施設の使用権原があることを証する書類とする。 (21) 条例第17条第2項第3号に規定する規約の写しについては、当該建築物の管理規約の写しとする。 (22) 条例第17条第2項第4号に規定する書類については、当該施設における旅館業営業に係る承諾書とする。 (23) 条例第17条第2項第5号に規定する書面については、施設に係る消防法令適合通知書とする。 (24) 条例第18条第1項に規定する代理人を選任した場合、当該代理人が法人であるときは、法人の登記事項証明書、個人であるときは住民票の写し(本籍地又は国籍・地域及び住民基本台帳法第30条の45に規定する区分に関する記載のあるものとする。) (25) 条例第18条第8項に規定する標識及びその仕様を明示した図書 (26) 条例第18条第9項に規定する掲示及びその仕様を明示した図書 (27) 法第3条第2項各号に該当することの有無を確認するために必要な書類 (28) その他市長が必要と認める書類 2 前項に規定する添付書類のうち、官公署が証明する書類は、原則として、申請日前3月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類(原本)を提出するものとする。 3 法第3条第1項の申請をしようとする施設は、法、令、規則、条例、市規則及びこの要綱の規定のほか、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守するものとする。 (許可又は不許可) 第6条 法第3条第1項の申請があった場合は、同条第2項及び第3項に基づき審査し、次に掲げる要件を全て満たすときは、許可を与えるものとする。 (1) 令、条例、市規則及びこの要綱に定める構造設備の基準等に適合していると認められること。

条例	規則	要綱
第2章 構造設備の基準 (旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第8条 旅館業法施行令（以下「令」という。）第1条第1項第8号に規定する構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 宿泊者その他施設を利用しようとする者が自由に出入りすることができる玄関及びロビーを設けること。この場合において、ロビーは、施設の規模に応じた広さを有するものでなければならない。 (2) 玄関帳場を設けるときは、当該玄関帳場が次に掲げる基準に適合すること。 ア 施設の規模に応じた広さを有すること。 イ 客室を利用しようとする者が必ず通過し、かつ、その出入りを容易に視認することができる場所（施設の内部に限る。）に設けること。 ウ 営業者又は営業者の使用人その他の従業者（以下		(2) 申請に係る施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認められないこと。 (3) 申請者が法第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと。 (4) 申請に係る施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の周囲110メートルの区域内にある場合において、申請に係る施設の設置によって当該学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められないこと。 (旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第7条 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、令、条例及び市規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。 (1) ロビーは、次に掲げる基準に適合すること。 ア 玄関帳場又は玄関帳場代替設備（以下この号及び次号において「玄関帳場等」という。）に付属し、玄関帳場等からおおむね全てを見通すことができること。 イ 施設を利用する者の待合せ又は談話に供する椅子、テーブル等が適切に設置され、移動及び通行に支障がないこと。 ウ ロビーの面積は、収容定員が30人以下の場合にあつては、11.00平方メートル以上、31人以上400人以下の場合にあつては、収容定員1人当たり0.3775平方メートル以上、401人以上にあつては、151.00平方メートル以上とすること。 (2) 玄関帳場は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 玄関帳場の面積（床面から天井までの高さが1.80メートル未満の部分及び水平部分の延長が0.60メートル未満のすき間状の部分の面積を除く。）は、2.00平方メートル以上で、収容定員（他の旅館業施設の施設外玄関帳場を兼ねる場合にあつては、当該玄関帳場において管理する施設の収容定員の合計とする。）に

条例	規則	要綱
「使用人等」という。)が駐在し、法第6条第1項に規定する宿泊者名簿の記載その他の事務を行うために適したものであること。 エ その他別に定める基準に適合すること。	(玄関帳場の基準) 第5条 条例第8条第2号エ(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する別に定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 受付台を設けること。 (2) 受付台の上面から天井までの高さは、適切な高さとする。 2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)による改正前の法第2条第3項に規定する旅館営業に準じる営業として市長が認めるものを営む施設において、玄関帳場が、営業者又は営業者の使用人その他の従業者が常時待機し、来客の都度玄関に出て来客の応接を行う構造の部屋であるときは、当該玄関帳場については、前項の規定は、適用しない。	応じた広さとする。 イ 玄関帳場は、宿泊者が立ち入らないよう、壁、区画扉、堅固に固定された受付台等で明確に区画した構造とし、宿泊者名簿その他宿泊事務に使用する書類を適切に保管することができる構造とすること。ただし、施設内に管理事務所等を設置し、宿泊者名簿その他宿泊事務に使用する書類が当該管理事務所等で適切に保管することができる場合、区画扉の設置は要しない。 ウ 建築物の出入口が付属する階以外に玄関帳場等が設置され、玄関帳場等に付属するロビー等にエレベーターの乗場戸がある場合であって、当該エレベーターが玄関帳場等のある階で必ず停止のうえ、扉が自動で開口し、開口した状態が一定時間持続することにより、玄関帳場等からエレベーターの内部全体を確実に直接視認等することで客室を利用しようとする者を確認することができるときは、条例第8条第2号イの基準に適合しているものとする。 エ 受付台の大きさは、幅1.00メートル以上、奥行き0.30メートル以上(奥行きが一定でない形状の場合は、奥行き0.30メートル以上の部分が1.00メートル以上連続していること。)であること。ただし、当該玄関帳場(施設外玄関帳場を含む。)において管理する施設の収容定員の合計が9人以下の施設の場合については、「1.00メートル」とあるのは、「0.60メートル」と読み替えるものとする。 オ 開口部は、開放されている又は全面開放することができる構造とし、下端(受付台の上面が開口部の下端よりも上方にある場合は、当該受付台の上面を開口部の下端とみなす。)から上端までの高さ1.10メートル以上、幅1.00メートル以上(高さが一定ではない形状の場合は、高さ1.10メートル以上の部分が1.00メートル以上連続していること。)であること。ただし、当該玄関帳場(施設外玄関帳場を含む。)において管理する施設の収容定員の合計が9人以下の施設の場合

条例	規則	要綱
(3) 令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの（以下「玄関帳場代替設備」という。）を設けるときは、当該玄関帳場代替設備が前号イに掲げる基準に適合すること。 (4) 玄関帳場代替設備を設けるときは、施設の内部に旅館業法施行規則（以下「規則」という。）第4条の3第2号に規定する設備を有する部屋を設けること。 (5) 客室、ロビー及び共用の応接室には、換気設備を設けること。ただし、十分な換気を確保することができる場合は、この限りでない。 (6) 客室は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 出入口及び窓を除き、客室と他の客室及び客室以外の施設との境は、壁又は板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。）で区画されたものであること。 イ 出入口及び窓は、鍵を掛けることができるものであること。 ウ 客室の外部から内部を見通すことを遮ることがで		合については、「1.00メートル」とあるのは、「0.60メートル」と読み替えるものとする。 カ 営業者又は使用人等が長時間駐在することができない控室や営業者又は使用人等が使用することができる便所等を併設するよう努めること。 (3) 玄関帳場代替設備は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 客室を利用しようとする者の出入りの状況を常時確認することができる場所にビデオカメラその他の機器を設けること。 イ テレビ電話、タブレット端末その他の機器を用いて、宿泊者の容姿及び旅券等の鮮明な画像により、確実に本人確認をすることができる設備を設けること。 ウ 原則として、上記アの規定による撮影は常時行い、かつ、記録を保存すること。 (4) 条例第8条第4号に規定する部屋は、次に掲げる基準に適合する設備を有すること。 ア 前号アの規定により設置するビデオカメラその他の機器により、客室を利用しようとする者の出入りの状況を常時鮮明な画像により確認することができること。 イ 前号イの規定により設置するテレビ電話、タブレット端末その他の機器により、宿泊者の容姿及び旅券等が鮮明な画像により確認することができること。 (5) 条例第8条第5号ただし書に規定する十分な換気を確保することができる場合とは、開放することができる窓その他の開口部を有することとする。 (6) 共用部分のエレベーターの乗場戸は、原則客室の扉を兼ねることはできないものとする。

条例	規則	要綱
きる設備を有すること。 エ 採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その客室の床面積に対して、8分の1以上とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 (7) 共用の入浴施設は、宿泊者の需要を満たすことができる規模であるものとし、次に掲げる基準に適合すること。 ア 浴室、シャワー室及び脱衣室（以下「浴室等」という。）は、男女別に設け、かつ、内部が浴室等の外部から見通すことができないものであること。 イ 浴槽内の湯水（以下「浴槽湯水」という。）を循環ろ過装置（ろ過器を通して循環させることにより浴槽湯水を浄化させるための装置をいう。以下同じ。）を用いて再利用する場合にあっては、次に掲げる基準に		(7) 条例第8条第6号エに規定する採光のための窓その他の開口部とは、外気に接する部分とする。ただし、地階にあって、前面にドライエリアその他の十分な空地があるときなど、自然光線が十分に採光でき、衛生上支障がないものと認められる場合は、この限りでない。 (8) 客室の床面積は、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（寝室及び客室に付属する入浴施設、便所、洗面所、台所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れその他通常足を踏み入れない場所を除く。）の内法面積をいう。 (9) 当該客室内に入浴施設を設けるときは、次に掲げる基準に適合すること。 ア 当該客室の収容定員に係る需要を満たすことができる規模のものとすること。 イ 一人用入浴施設（ユニットバス、ユニットシャワー等1人で使用する入浴施設をいう。以下同じ。）による場合は、当該客室の収容定員に応じ、10人又はその端数を増すごとに1箇所以上、設置すること。 ウ 多人数が同時に利用することができる入浴施設による場合は、次号エの規定に準じて設けること。 エ 共用の入浴施設（客室外に設ける入浴施設をいう。以下同じ。）が設けられている場合は、当該共用の入浴施設の規模等に応じて、客室内に設ける入浴施設の規模等を減ずることができる。 オ 上記のほか、次号カからケの規定を準用する。 (10) 共用の入浴施設は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 共用の入浴施設は、共用の入浴施設を利用させる人数（以下「共用入浴施設利用者数」という。）に係る需要を満たすことができる規模のものとすること。 イ 共用の入浴施設は、男女別に各1箇所以上設けること。ただし、共用入浴施設利用者数が1人に限られるときは、この限りでない。 ウ 一人用入浴施設による場合は、共用入浴施設利用者数に応じ、10人又はその端数を増すごとに1箇所以

条例	規則	要綱
適合すること。 (ア) ろ過器は、浴槽の規模に応じろ過能力を有し、かつ、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他適切な方法で洗浄を行うことができる構造であるものとし、かつ、ろ過器の前に集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）を設けること。 (イ) 浴槽湯水の消毒効果が高い箇所に消毒装置を設けること。 ウ 浴槽において気泡発生装置その他の微小な水粒（みづぼ）を発生させる装置を設ける場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。		上、設置すること。 エ 多人数が同時に利用することができる入浴施設による場合は、次に掲げる基準によること。 (7) 浴槽の規模は、次式による面積以上とすること。 $\text{面積の総和} = \text{共用入浴施設利用者数}^{\ast 1} \times 0.5^{\ast 2} \times 0.5^{\ast 3} \times 0.5^{\ast 4}$ (イ) 洗い場の規模は、次式による面積以上とすること。 $\text{面積の総和} = \text{共用入浴施設利用者数}^{\ast 1} \times 0.5^{\ast 2} \times 0.5^{\ast 3} \times 1.1^{\ast 5}$ (7) 湯栓の数は、次式による数（小数点以下を四捨五入して算定）以上とすること。 $\text{個数の総和} = \text{共用入浴施設利用者数}^{\ast 1} \times 0.5^{\ast 2} \times 0.5^{\ast 3}$ ※1 共用入浴施設利用者数に（総収容定員－共用入浴施設利用者数）×0.5（利用割合）を加えた人数で算定することが望ましい。 ※2 入浴者の最も多い時間帯の利用割合 ※3 浴槽を使用する者と洗い場を使用する者の割合 ※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積 ※5 入浴者1人当たりの洗い場使用面積 オ ウ及びエの併設による場合は、共用入浴施設利用者数をそれぞれに割り振り、その需要を満たすことができる規模のものを設けること。 カ シャワー設備を備え付ける場合にあっては、適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調節することができる装置を有するものであること。 キ 浴槽内の湯水（以下「浴槽湯水」という。）を循環ろ過装置（ろ過器を通じて循環させることにより浴槽湯水を浄化させるための装置をいう。以下同じ。）を用いて再利用する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 (7) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。 (イ) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を消毒するこ

条例	規則	要綱					
(8) 共用の洗面設備は、宿泊者の需要を満たすことができる数の給水栓を設けたものであること。		とができる設備が設けられていること。 (7) 循環ろ過された湯水の浴槽への注入口は、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とならないこと。 ク 上り用湯水（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓又は水栓から供給される湯水をいう。以下同じ。）及び打たせ湯水（主に体に当てることを目的として、上部から落下させる湯水であって、上り用湯水以外のものをいう。）は、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。 ケ 上記のほか、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」に準拠すること。 (11) 令第1条第1項第4号に規定する当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来しないと認められる場合とは、施設の敷地境界から250メートルの範囲内に、休業日が重なることがない2以上の一般公衆浴場（京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例第2条第1号に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）又はその他浴場（一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。）であって当該浴場の設備様態が一般公衆浴場に準じているものの敷地が含まれ、かつ、当該施設内に、一人用入浴施設が1箇所以上設けられていることとする。 (12) 洗面設備は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 客室内に洗面設備を設ける場合は、次の表の左欄に掲げる当該客室の収容定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる個数（以下「給水栓基準数」という。）以上の給水栓（湯水混合栓を含む。以下同じ。）を備えること。ただし、共用の洗面設備（客室外に設ける洗面設備をいう。以下同じ。）を設けているときは、共用の洗面設備の規模に応じ、客室内の給水栓の数を減じることができる。					
			<table><tr><th>収容定員</th><th>給水栓の数</th></tr><tr><td>1～ 5人</td><td>1</td></tr></table>	収容定員	給水栓の数	1～ 5人	1
	収容定員	給水栓の数					
1～ 5人	1						

条例	規則	要綱	
(9) 便所は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 流水式手洗い設備（給水栓から供給される流水により手を洗うことができる設備をいう。）を設け、便器の周辺については、不浸透性材料（コンクリート、タイルその他の汚水が浸透しないものをいう。）で造築すること。 イ 宿泊者の需要を満たすことができる数の大便器を設けること。 ウ 便所がない客室があるときは、宿泊者が利用しやすい場所に共用の便所を設けること。		6～10人	2
		11～15人	3
		16～20人	4
		21～25人	5
		26～30人	6
		30人超	30人までの給水栓数6に、30人を超える人数10人又はその端数が増すごとに1を加えて得られる数
		イ 共用の洗面設備については、当該共用の洗面設備を利用させる人数に応じ、給水栓基準数以上の給水栓を備えること。 ウ 複数階に客室を設置する場合は、各階ごとに客室の収容定員に応じた給水栓基準数以上の給水栓を備えた洗面設備を設けるよう努めること。	
		(13) 便所は、次に掲げる基準に適合すること。	
		ア 客室内に便所を設ける場合は、次の表の左欄に掲げる当該客室の収容定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる個数（以下「便器基準数」という。）以上の便器（大便器、兼用便器又は座便式便器をいう。以下同じ。）を備えること。ただし、共用の便所（客室外に設ける便所をいう。以下同じ。）を設けているときは、共用の便所の規模に応じ、客室内の便所の便器の数を減じることができる。	
		収容定員	便器の数
		1～5人	1
		6～10人	2
		11～15人	3
		16～20人	4
		21～25人	5
		26～30人	6
		31～300人	30人までの便器数6に、30人を超える人数10人又はその端数が増すごとに1を加えて得られる数
		300人超	300人までの便器数33に、300人を超える人数20人又はその端数が増すごとに1を加えて得られる数
		イ 共用の便所については、当該共用の便所を利用させ	

条例	規則	要綱
(10) 玄関、客室その他の旅館・ホテル営業の用途に供する施設（以下この号において「旅館・ホテル営業施設」という。）が存する建築物に住戸が存するときは、当該旅館・ホテル営業施設が当該住戸と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)		る人数（以下「共用便所利用者数」という。）に応じ、便器基準数以上の便器を備えること。 ウ 複数階に客室を設置する場合は、各階ごとに客室の収容定員に応じた便器基準数以上の便器を備えた便所を設けること。ただし、当該階の便器数で対応できない人数が5人以下の場合であって、当該階と隣接する階（直上又は直下の階）における共用の便所の便器の数が、当該階と当該隣接階の共用便所利用者数の合計に応じた便器基準数以上となるときは、この限りでない。 エ 共用便所利用者数が6人以上となるときは、男女別に共用の便所を設けること。ただし、複数階に客室を設置する場合については、前記ウの規定を準用する。 (14) 共同住宅など、住戸が存する建築物に旅館・ホテル営業の施設が存する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ア 条例第8条第10号に規定する旅館・ホテル営業施設と住戸との区画は、壁、扉（エレベーターの乗場戸を除く。）及び窓その他の固定された建具によって行うこと。 イ 宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とは、建築物内（屋内的用途（居住者用の集合ポスト、駐車場、駐輪場その他居住者の用途に供される場所をいう。）に供さず、かつ、外気に十分に開放（当該部分の周長の相当部分が壁等で外部空間と区画されていない場合であって、常時人の通行が可能な状態にあることをいう。）されている部分を除く。）において、当該居住者及び宿泊者の動線が混在しないよう、それぞれ専用の出入口、廊下、エレベーター、階段等が設置されているものとする。ただし、火災その他の災害時の緊急避難時に2方向避難を確保するために生じる避難通路の共用に関してはこの限りでない。 (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

条例	規則	要綱
第9条 令第1条第2項第7号に規定する構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 2人以上を収容する客室の数が、客室の総数の2分の1を超えていること。 (2) 宿泊者との面接に適した玄関帳場を設けること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 (3) 玄関、客室その他の簡易宿所営業の用途に供する施設（以下この号において「簡易宿所営業施設」という。）が存する建築物に住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設が存するときは、当該簡易宿所営業施設が当該住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 2 前項に規定するもののほか、令第1条第2項第7号に規定する構造設備の基準については、前条第2号及び第5号から第9号までの規定を準用する。この場合において、同条第6号イ中「出入口及び窓」とあるのは、「窓」と読み替えるものとする。 （小規模宿泊施設の構造設備の基準の特例） 第10条 小規模宿泊施設において簡易宿所営業を営むときは、前条第1項第2号及び同条第2項において準用する第8条第2号の規定にかかわらず、前条第1項第2号に規定する玄関帳場を当該小規模宿泊施設の外部に設けることができる。この場合において、当該小規模宿泊施設及び当該小規模宿泊施設の外部に設ける玄関帳場（以下「施設外玄関帳場」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 当該小規模宿泊施設の出入口は、鍵を掛けることがで		第8条 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、令、条例及び市規則に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。 (1) 階層式寝台は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 階層は2層とすること。 イ 1層につき、1人の利用とすること。 ウ 階層式寝台として適切な形状及び構造であること。 エ 上段には、落下防止の措置を講じること。 (2) 建築物の一部を簡易宿所営業に供する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ア 条例第9条第1項第3号に規定する簡易宿所営業施設と住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設との区画は、壁、扉（エレベーターの乗場戸を除く。）及び窓その他の固定された建具によること。 イ 建築物に住戸が存在する場合は、前条第14号イの規定を準用する。 2 前項で定めるもののほか、前条第2号及び第5号から第13号までの規定を準用する。 （小規模宿泊施設の構造設備の基準の特例） 第9条 条例第10条第1項の適用を受け施設外玄関帳場を設置するときは、前条第2項において準用する第7条第2号の規定のほか、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

条例	規則	要綱
きるものであること。 (2) 当該小規模宿泊施設は、宿泊者が管理者（第18条第7項に規定する体制の責任者をいう。以下同じ。）と連絡を取ることができる電話機その他の機器を有すること。 (3) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設への人の出入りの状況を確認することができる設備を有すること。 (4) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設におおむね10分以内に到着することができる場所に設けること。 2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、小規模宿泊施設であり、かつ、京町家（京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家をいう。）である施設（以下この項において「京町家施設」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、玄関帳場を設けることを要しない。 (1) 当該京町家施設への人の出入りの状況を確認することができる措置が講じられていること。		(1) 当該小規模宿泊施設の出入口に、常時鮮明な画像により客室を利用しようとする者の出入りの状況を確認することができるビデオカメラその他の機器を設け、施設外玄関帳場には、当該ビデオカメラその他の機器の画像を確認することができる設備を設け、営業者又は使用人等により当該機器の画像を常時確認できる体制を構築すること。 (2) 条例第10条第1項第4号に規定するおおむね10分以内に到着することができる場所は、原則、京都市の区域内であって、交通用具を利用しない場合にも確実に到着することができるよう、当該小規模宿泊施設の入口からおおむね800メートル以内に存するものとする。 (3) 複数の簡易宿所の営業者が、共同して一の施設外玄関帳場を設置する場合にあっては、当該施設外玄関帳場（玄関帳場を施設外玄関帳場として併用する場合を含む。）を設置する営業者は、他の営業者が営業する簡易宿所の宿泊客の宿泊者名簿の作成等を行う際に、個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守するための体制を整えること。 (4) 旅館・ホテル営業の施設の玄関帳場が施設外玄関帳場を兼ねる場合については、当該旅館・ホテル営業は、条例第9条第1項第3号の「簡易宿所営業以外の営業の用途」に該当しないものとする。 2 条例第10条第2項の適用を受け玄関帳場を設けないときは、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。ただし、第8条第2項において準用する第7条第2号の規定は適用しない。 (1) 条例第10条第2項第1号に規定する措置として、次に掲げるいずれかの措置を講じていること。

条例	規則	要綱
(2) 当該京町家施設におおむね10分以内に到着することができる場所に営業者又は使用人等の駐在する場所が設けられていること。 (下宿営業の施設の構造設備の基準) 第11条 令第1条第3項第5号に規定する構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 客室の数は、3室以上であること。 (2) 客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。 (3) 客室には、押入れを設けること。 2 前項に規定するもののほか、令第1条第3項第5号に規定する構造設備の基準については、第8条第5号から第9号まで及び第9条第1項第3号の規定を準用する。この場合において、第8条第6号イ中「出入口及び窓」とあるのは「窓」と、第9条第1項第3号中「簡易宿所営業」とあるのは「下宿営業」と読み替えるものとする。 (構造設備の基準の緩和等) 第12条 旅館業の施設のうち、季節的又は一時的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、市長は、公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、第8条から前条までに定める基準を緩和し、又は当該基準の一部を適用しないことができる。	(事業譲渡による承継の承認の申請) 第6条 規則第1条の3第1項の規定による申請は、旅館業承継承認申請書(第2号様式)に同条第2項に規定する書類その他市長が必要と認める図書を添えて行わ	ア ビデオカメラその他の機器を設置するなど当該施設への人の出入りの状況を確認することができる措置を講じること。 イ 宿泊者の滞在中に面会等の方法により人の出入りの状況を確認するなどの措置を講じること。 ウ その他宿泊者以外の者が利用しないための措置として、市長が認める措置を講じること。 (2) 条例第10条第2項第2号に規定するおおむね10分以内に到着することができる場所は、原則、京都市の区域内であつて、交通用具を利用しない場合にも確実に到着することができるよう、当該京町家施設の入口からおおむね800メートル以内に存するものとする。 (下宿営業) 第10条 下宿営業の施設の構造設備の基準については、令、条例及び市規則に定めるもののほか、第7条第5号から第13号まで及び第8条第1項第2号の規定を適用する。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。 (事業譲渡による承継の承認の申請) 第11条 法第3条の2第1項の承継の承認申請は、規則及び市規則に定めるほか、次に掲げる書類等を添えて行ふものとする。

条例	規則	要綱
	なければならない。 (合併又は分割による承継の承認の申請) 第7条 規則第2条第1項の規定による申請は、旅館業承継承認申請書に同条第2項に規定する書類その他市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。	(1) 法第3条第2項各号に該当することの有無を確認するために必要な書類 (2) 事業譲渡により許可を承継する旨を近隣住民等に説明した状況を示す書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (事業譲渡による承継の承認又は不承認) 第12条 法第3条の2第1項の承継の承認申請があった場合において、同条第2項に基づき審査し、次に掲げる要件を全て満たすときは、承認を与えるものとする。 (1) 譲受人が、法第3条第2項の各号のいずれにも該当しないこと。 (2) 申請に係る施設の設置場所が、学校等の周囲110メートルの区域内にある場合において、申請に係る施設の設置によって当該学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められないこと。 (合併又は分割による承継の承認の申請) 第13条 法第3条の3第1項の承継の承認申請は、規則及び市規則に定めるほか、次に掲げる書類等を添えて行うものとする。 (1) 法第3条第2項各号に該当することの有無を確認するために必要な書類 (2) 合併又は分割により許可を承継する旨を近隣住民等に説明した状況を示す書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (合併又は分割による承継の承認又は不承認) 第14条 法第3条の3第1項の承継の承認申請があった場合において、同条第2項に基づき審査し、次に掲げる要件を全て満たすときは、承認を与えるものとする。 (1) 申請者が、法第3条第2項の各号のいずれにも該当しないこと。 (2) 申請に係る施設の設置場所が、学校等の周囲110メートルの区域内にある場合において、申請に係る施設の設置によって当該学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められないこと。

条例	規則	要綱
	(相続による承継の承認の申請) 第8条 規則第3条第1項の規定による申請は、旅館業承継承認申請書に同条第2項に規定する書類その他市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。 (承認の決定等) 第9条 市長は、前3条の申請があったときは、承認又は不承認を決定し、その旨を文書により通知する。 (変更等の届出) 第10条 規則第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。この場合において、旅館業を営む者の死亡又は解散により第2号に該当するときは、その相続人又は清算人（解散が破産手続き開始の決定による場合にあっては、破産管財人）がこれを行わなければならない。 (1) 第3条、第6条、第7条又は第8条の申請書に記載した事項を変更したとき 旅館業変更届・報告書（第3号様式） (2) 営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したとき 旅	(相続による承継の承認の申請) 第15条 法第3条の4第1項の承継の承認申請は、規則及び市規則に定めるほか、次に掲げる書類等を添えて行うものとする。 (1) 法第3条第2項各号に該当することの有無を確認するために必要な書類 (2) 相続により許可を承継する旨を近隣住民等に説明した状況を示す書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (相続による承継の承認又は不承認) 第16条 法第3条の4第1項の承継の承認申請があった場合において、同条第3項に基づき審査し、次に掲げる要件を全て満たすときは、承認を与えるものとする。 (1) 申請者が、法第3条第2項の各号のいずれにも該当しないこと。 (2) 申請に係る施設の設置場所が、学校等の周囲110メートルの区域内にある場合において、申請に係る施設の設置によって当該学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められないこと。 (変更等の届出及び留意事項等) 第17条 規則第4条に規定する変更の届出又は条例第17条第3項に規定する変更の報告を行う際は、規則、条例及び市規則に定めるほか、次に掲げる図書及び書類を添えて行うものとする。 (1) 当該変更内容に条例第16条第3項に基づき説明した事項が含まれる場合、当該事項を近隣住民等に再度説明した状況を示す書面 (2) その他変更された内容が確認できるものとして市長が必要と認める図書又は書類 2 次に掲げる場合は、変更の届出によらず、新たに営業許可の申請を行うものとする。

条例	規則	要綱
	館業停止・廃止届（第4号様式） 2 条例第17条第3項の規定による報告は、旅館業変更届・報告書により行うものとする。 3 条例第17条第4項の規定による提出は、次に掲げる事項を記載した書面を添えて行わなければならない。 (1) 提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） (2) 提出者の連絡先 (3) 施設の所在地 (4) 施設の名称 (5) 法第3条第1項の規定による許可の年月日及び番号 (6) 提出する書類の種類 (7) 条例第17条第2項の規定により提出した書類に記載された事実の変更の年月日 (8) その他市長が必要と認める事項	(1) 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項の規定に基づく地位の承継以外による営業者の変更 (2) 施設の存する建築物の建替又は施設の全面的な改装 (3) 施設の存する建築物の増築又は改築であつて、当該増築又は改築に係る部分が変更後の施設に係る延床面積のおおむね2分の1以上となるとき。 (4) その他旅館業の施設としての同一性を損なう変更 3 次に掲げる場合は、地位の承継によらず、新規の許可を要するものとする。 (1) 法第3条の2第1項の規定に基づく地位の承認を受ける前に事業譲渡を行った場合 (2) 営業者が法人であつて、法第3条の3第1項の規定に基づく地位の承認を受ける前に合併又は分割登記を行った場合 (3) 営業者が個人であつて、法第3条の4第1項の規定に基づく地位の承継申請を行う前に、被相続人の死亡後60日を経過した場合 （変更書類の届出） 第18条 市規則第10条第3項に規定する書面は、第4号様式（条例第17条第4項関係）とする。

条例	規則	要綱
(清純な施設環境を保持すべき施設) 第13条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(その教育課程が同法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教育課程に相当するものに限る。) (2) 社会教育法第20条に規定する公民館 (3) 図書館法第2条第1項に規定する図書館 (4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 (5) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園(主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とするものに限る。) (6) 公民館若しくは図書館に類する施設又はスポーツ施設で、国、地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人が設置するもの (市長が意見を求める者) 第14条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。 (1) 国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人が設置する施設 当該施設の長 (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 (3) 前2号に掲げる施設以外の施設で監督庁があるもの 当該監督庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 市長が意見を聴く必要があると認める者 第4章 衛生に必要な措置の基準		

条例	規則	要綱
第15条 法第4条第2項に規定する衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 客室における宿泊者1人当たりの床面積は、別に定める面積以上とすること。 (2) 客室に置く飲食器、寝具その他施設内で宿泊者が使用する器具は、清潔で衛生的なものとし、定期的に消毒すること。 (3) 浴衣、敷布、布団カバーその他これらに類するものは、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。ただし、同一の宿泊者が連続して宿泊する場合にあっては、必要に応じて交換すること。 (4) 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、定期的に保守点検を行い、適切に維持管理すること。 (5) 施設の内部及び周囲は、清掃、消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を適切に行うとともに、清潔で衛生的に保つこと。 (6) 便所は、防臭及び防虫の措置を講じ、定期的に消毒を	(床面積の基準) 第11条 条例第15条第1号に規定する別に定める面積は、客室の寝室面積（客室内であって、浴室、便所その他睡眠又は休憩の場所に適さない場所を除いた場所の床面積をいう。）について、次に掲げるとおりとする。 (1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業の施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積 ア 宿泊者が客室の寝室において使用する寝具を寝台とする場合 4.5平方メートル（修学旅行の場合その他教育目的で同一施設に集団で宿泊させる必要がある場合（以下「修学旅行等の場合」という。）にあっては、3平方メートル） イ アに掲げる場合以外の場合 3.3平方メートル（修学旅行等の場合にあつては、2.5平方メートル） (2) 簡易宿所営業の施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積 ア 宿泊者が客室の寝室において使用する寝具を寝台とする場合 3平方メートル（階層式寝台を置く場合にあっては、2.25平方メートル） イ アに掲げる場合以外の場合 2.5平方メートル	(寝室面積) 第19条 市規則第11条で規定する休憩の場所に適さない場所とは、扉（クローゼットその他の収納に付随する扉を除く。）の開閉に伴う可動域の面積を含むものとする。

条例	規則	要綱						
行い、清潔で衛生的に保つこと。 (7) 洗面用水は、飲用に適する水を用いること。		(飲用に適する水) 第20条 水道法の適用を受けない水を飲用に使用する場合は、次の表に掲げる検査を行うこと。ただし、京都市長が飲用の許可を与えている温泉については適用しない。 <table><tr><th>検査対象</th><th>検査回数</th></tr><tr><td>色、濁り、臭い、味</td><td>1日に1回以上</td></tr><tr><td>水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFO_S）及びペルフルオロオクタン酸（PFO_A）、その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項</td><td>1年に1回以上</td></tr></table> 注： 飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。 2 小規模貯水槽水道から供給を受ける水を飲用に使用する場合は、前項の検査を行うよう努めること。 3 飲用水の消毒は遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上となるように管理すること。	検査対象	検査回数	色、濁り、臭い、味	1日に1回以上	水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFO _S ）及びペルフルオロオクタン酸（PFO _A ）、その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項	1年に1回以上
検査対象	検査回数							
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上							
水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFO _S ）及びペルフルオロオクタン酸（PFO _A ）、その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項	1年に1回以上							
(8) 客室に設ける入浴施設（循環ろ過装置を使用するものに限る。）及び共用の入浴施設（以下「共用入浴施設等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 共用入浴施設等において使用する器具は、定期的に消毒を行い、清潔で衛生的に保つこと。 イ 循環ろ過装置、浴槽その他の設備は、別に定めるところにより、清掃又は消毒を行うとともに、適切に維持管理すること。	(清掃又は消毒) 第12条 条例第15条第8号イの規定による清掃又は消毒は、次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準により行うものとする。 <table><tr><th>設備</th><th>基準</th></tr><tr><td>ろ過器</td><td>1週間に1回以上、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行い、生物膜を除去すること。</td></tr></table>	設備	基準	ろ過器	1週間に1回以上、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行い、生物膜を除去すること。			
設備	基準							
ろ過器	1週間に1回以上、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他の適切な方法で洗浄を行い、生物膜を除去すること。							

条例	規則		要綱
	浴槽湯水を循環させる配管	薬品による洗浄その他の適切な方法で定期的に洗浄を行い、生物膜を除去すること。	
	集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）	毎日清掃すること。	
	浴槽から排出された湯水を浴槽湯水として再利用するために貯留する槽	槽内の生物膜の状況を定期的に監視するとともに、生物膜を確認したときは、速やかに、清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。	
	浴槽	浴槽湯水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）の排出の都度、清掃及び消毒を行うこと。	
	温泉を貯留する槽	定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。	
(9) 共用入浴施設等における浴槽湯水は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 別に定めるところにより、塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。ただし、浴槽湯水に水道水を使用している場合において循環ろ過装置を使用しないときには、この限りでない。 			

条例	規則	要綱																								
	泉、井戸水その他水道水以外の水が使用されている場合及び医薬品その他の物質が含有されている場合において、市長が同表の濁度及び全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）の基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>検査方法</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濁度</td><td>比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法</td><td>5度以下であること。</td></tr> <tr> <td>全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）</td><td>全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、滴定法）</td><td>1リットルにつき8ミリグラム以下であること（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、1リットルにつき25ミリグラム以下であること）。</td></tr> <tr> <td>大腸菌</td><td>下水の水質の検定方法等に関する省令第6条に規定する方法</td><td>1ミリリットルにつき1個以下であること。</td></tr> <tr> <td>レジオネラ属菌</td><td>冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法</td><td>100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。</td></tr> </tbody> </table> (2) 浴用に供する湯水（浴槽湯水を除く。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準に適合すること。ただし、浴用に供する湯水に温泉、井戸水その他水道水以外の水が使用されている場合において、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、色度、濁度、pH値及び全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）の基準の全部又は一部を適用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>検査方法</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色度</td><td>比色法又は透過光測定法</td><td>5度以下であること。</td></tr> <tr> <td>濁度</td><td>比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法</td><td>2度以下であること。</td></tr> </tbody> </table>	項目	検査方法	基準	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。	全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、滴定法）	1リットルにつき8ミリグラム以下であること（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、1リットルにつき25ミリグラム以下であること）。	大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令第6条に規定する方法	1ミリリットルにつき1個以下であること。	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。	項目	検査方法	基準	色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。	
項目	検査方法	基準																								
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。																								
全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、滴定法）	1リットルにつき8ミリグラム以下であること（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、1リットルにつき25ミリグラム以下であること）。																								
大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令第6条に規定する方法	1ミリリットルにつき1個以下であること。																								
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。																								
項目	検査方法	基準																								
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。																								
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。																								

条例	規則			要綱
	pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。	
	全有機炭素の量(全有機炭素の量が測定し難い場合には、過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素計測定法(過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、滴定法)	1リットルにつき3ミリグラム以下であること(過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあっては、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。)	
	大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。	
	レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。	
	2 条例第15条第10号の規定による検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。 (1) 浴槽湯水(循環ろ過装置(ろ過器を通して循環させることにより浴槽湯水を浄化するための装置をいう。)を用いて再利用したものに限る。) 次に掲げるとおりとすること。 ア レジオネラ属菌の検査を1年に1回以上行うこと。 ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高いときは、検査の頻度を高めるものとする。 イ 新規に浴槽を設けたとき、又は配管設備の変更を行ったときは、前項第1号の表の左欄に掲げる項目の全てについて、同表の中欄に掲げる検査方法により検査すること。 (2) 浴用に供する湯水(当該湯水に水道水を使用する場合を除く。) 新規に浴槽を設けたとき、又は配管設備の変更を行ったときは、前項第2号の表の左欄に掲げる項目の全てについて、同表の中欄に掲げる検査方法により検査すること。 【参考：後ほど再掲】第15条(施設管理に係る市長が公衆衛生上必要と認める基準) (5) 条例第15条第10号の規定による検査の結果の記録及び同条第11号に規定する管理記録を3年間保管			
(10) 前号に掲げるもののほか、共用入浴施設等において浴用に供する湯水は、別に定める基準に適合するように管理し、及び検査すること。				
(11) 共用の入浴施設の衛生管理を行うための点検表によ				

- (10) 前号に掲げるもののほか、共用入浴施設等において浴用に供する湯水は、別に定める基準に適合するように管理し、及び検査すること。
- (11) 共用の入浴施設の衛生管理を行うための点検表によ

(レジオネラ属菌の検査)

第21条 市規則第14条第2項第1号アに規定するレジオネラ属菌の検査については、循環ろ過装置ごとに行うものとする。

条例	規則	要綱
る管理記録を作成すること。 (12) 客室に設ける入浴施設（循環ろ過装置を使用するものを除く。）は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 入浴施設において使用する器具は、客室の利用ごとに清掃を行い、かつ、定期的に消毒を行うこと。 イ 浴槽湯水は、客室の利用ごとに完全に入れ替えること。 ウ 浴用に供する湯水は、水道水その他の清浄な湯水とすること。 (13) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所に、人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させること。 ア 第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第2項の規定により玄関帳場を設けない場合 施設におおむね10分以内に到着することができる場所 イ アに掲げる場合以外の場合 施設の内部 (14) 前各号に定めるもののほか、市長が公衆衛生上必要と認める基準に適合すること。	すること。 (施設管理に係る市長が公衆衛生上必要と認める基準) 第15条 条例第15条第14号に規定する市長が公衆衛生上必要と認める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 消毒装置は、その動作状況を確認し、適切に維持管理すること。 (2) 温泉を貯留する槽内の湯の温度は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難いときは、レジオネラ属菌が増殖しないようその湯を定期的に消毒すること。 (3) 共用の入浴施設の脱衣室又は浴室の入浴者が見やすい場所に、浴槽に入る前に身体を洗うことその他の入浴上の注意事項を表示すること。 (4) 共用の入浴施設の入浴者が飲用に適さない湯水を誤飲することを防ぐための措置を講じること。 (5) 条例第15条第10号の規定による検査の結果の記録及び同条第11号に規定する管理記録を3年間保管	(営業者又は使用人等の駐在) 第22条 条例第15条第13号アに規定する施設におおむね10分以内に到着することができる場所は、交通用具を利用しない場合にも確実に到着することができるよう、施設の出入口から、おおむね800メートル以内に存するものとする。 2 条例第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設置する場合又は同条第2項の規定により玄関帳場を設置しない場合の条例第15条第13号に規定する営業者又は使用人等の駐在については、一の営業者又は使用人等が担当する施設（住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出住宅を含む。）の数は5を超えないものとする。 (レジオネラ症防止等) 第23条 条例、市規則に規定するもののほか、循環ろ過装置を利用する浴槽等の衛生管理については、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」に準拠すること。

条例	規則	要綱
第5章 旅館業の適正な運営 (事前の標識の設置及び説明等) 第16条 申請者は、申請をしようとする日の20日前から法第3条第1項の規定による許可を受けるまでの間、当該申請をしようとする施設又はその敷地の公衆の見やすい場所に、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。 (1) 当該申請をしようとする施設の所在地 (2) 当該申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) (3) 当該申請者の連絡先 (4) 当該申請をしようとする日 (5) 当該標識を設置する日 (6) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項 2 申請者は、前項の規定により標識を設置したときは、別	すること。 (事前の標識の設置の方法等) 第16条 条例第16条第1項に規定する標識(以下この条及び第18条において「標識」という。)の様式は、第5号様式とする。 2 条例第16条第1項第6号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 申請をしようとする施設の名称 (2) 申請をしようとする者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) (3) 申請をしようとする施設が存する建築物の規模及び構造 (4) 申請をしようとする施設の面積 (5) 客室の数 (6) 宿泊者の定員 (7) 営業を開始しようとする日 (8) 管理者(条例第10条第1項第2号に規定する管理者をいう。第20条第3項において同じ。)の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、名称及び代表者名、施設を管理する事務所の所在地並びに連絡先) (9) 条例第10条第1項各号列記以外の部分に規定する施設外玄関帳場を設置するときは、その所在地 (10) 申請をしようとする施設において営もうとする旅館業についての説明会に関する情報 (11) 標識に係る問合せに対応する者の連絡先 3 条例第16条第2項の規定による報告は、第5項各号に	(事前の標識の設置) 第24条 条例第16条第1項に規定する標識の材質、記載内容及び設置方法は、次のとおりとする。 (1) 当該標識の材質は、雨風に耐え得るものとする。 (2) 当該標識は白地に黒字とすること。 (3) 記載内容が容易に読み取れるよう、日本語で、明瞭で適切な大きさの字体により記載すること。 (4) 設置場所は、敷地に接する道路を通行する者が当該標識の記載内容を十分に確認することができる場所とすること。 (5) 落下、転倒等を防止するため、堅固に固定すること。 (6) 当該標識に記載する連絡先(市規則第16条第2項第11号に規定する連絡先をいう。)は、電話番号を記載すること。 (7) 当該標識の記載内容について、記載漏れその他不備がある場合は、当該不備が解消された後に、当該標識が設置されたものとみなす。 2 前項に規定する標識の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに修正のうえ、本市に報告しなければならない。 (標識の設置の報告)

条例	規則	要綱
に定めるところにより、当該標識の設置の状況として別に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。 3 申請者は、第1項の規定による標識の設置と同時期に、営もうとする旅館業の内容について、別に定める事項を、近隣住民に説明しなければならない。	掲げる事項を記載した書面に次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1) 標識を設置した場所の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図 (2) 標識を設置した場所及びその周辺の状況を示す写真 (3) 標識に記載された事項を容易に判読することができる写真 4 前項の規定にかかわらず、条例第16条第2項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる図書と同等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を、当該報告をする者の使用に係る電子計算機と市長の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うことができる。 5 条例第16条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 標識を設置した日 (2) 標識を設置した場所 (事前に説明すべき事項) 第17条 条例第16条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第16条第1項第1号から第4号まで及び前条第2項各号に掲げる事項 (2) 条例第16条第3項の規定による説明の内容に係る問合せに対応する者の連絡先 (3) 条例第18条第5項の規定により説明しようとする具体的な内容	第25条 条例第16条第2項に基づく報告は、第2号様式により行うものとする。 2 前項の報告があった日を標識の設置日とみなす。 (事前に説明すべき事項) 第26条 条例第16条第3項に定める説明（以下この条において「事前説明」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 (1) 対面による説明 (2) 説明会の実施 (3) 説明事項を記載した文書の投函 2 近隣住民に説明を行う時点で、管理者が未定である場合は、決定次第速やかに周知するものとする。 3 第1項の説明は、申請しようとする施設が存する地域の自治会等に対して、また、当該地域に自治会等がない場合は、申請しようとする施設の敷地境界から50メートルの範囲内に存する家屋の占有者等であって、当該旅館業により生活環境に悪影響を受けるおそれのある住民に対して、

条例	規則	要綱
4 申請者は、申請をしようとする施設が存する地域の住民組織（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織をいう。）を構成する団体として同号イに規定する団体又は周辺住民若しくは近隣住民から、当該申請をしようとする施設において営もうとする旅館業について説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに真摯に応じるよう努めなければならない。 （申請の際に行う報告等） 第17条 申請者は、申請をする際に、当該申請をしようとする施設ごとに、別に定めるところにより、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。	（申請の際に行う報告の方法等） 第18条 条例第17条第1項の規定による報告は、同項各号に掲げる事項を記載した書面（以下この条において「報告書面」という。）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1) 標識を設置した場所及びその周辺の状況を示す写真（申請の日又はこれに近接する日に撮影したものに限る。次号において同じ。） (2) 標識に記載された事項を容易に判読することができる写真 (3) 施設と当該施設が存する建築物の敷地の境界線からの水平距離が10メートルの範囲内にある敷地に存す	行うよう努めるものとする。 4 申請者は、申請施設が存する地域の自治会等又は前項の説明を行った者に緊急時や苦情対応の窓口となる連絡先の周知を行うものとする。 5 申請者は、申請施設が存する地域の自治会等又は第3項の説明を行う者に旅館業に伴って生じた廃棄物の保管と収集方法について説明するように努めること。 6 施設外玄関帳場の設置（既設の玄関帳場又は施設外玄関帳場に当該小規模宿泊施設の施設外玄関帳場を兼ねさせようとする場合を含む。）に当たっては、営業の施設に準じて、条例第16条第3項に定める説明及び同第17条第1項第1号に定める報告を行わなければならない。 7 営もうとする旅館業の内容に関し変更が生じるなど、事前説明を行った内容に変更が生じた場合は、事前説明を行った者に対し、速やかに、変更内容を再度説明するものとする。 （申請の際に行う報告） 第27条 条例第17条第1項に基づく報告は、第3号様式（条例第17条第1項関係）により行うものとする。

条例	規則	要綱
(1) 前条第1項の規定により標識を設置した期間及び同条第2項の規定による報告をした後の当該標識の設置の状況として別に定める事項並びに同条第3項の規定による説明の状況として別に定める事項 (2) 当該申請をしようとする施設において生じる廃棄物の処理の方法	る建築物（その外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）と当該施設が存する建築物の外壁等との間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）の位置の状況を示す図書 (4) 避難通路の最も狭い部分の幅員を確認することができる図書 2 条例第17条第1項第1号に規定する標識の設置の状況として別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 標識を設置した場所の変更の有無 (2) 前号の変更があったときは、変更後の場所 3 条例第17条第1項第1号に規定する説明の状況として別に定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第16条第3項の規定による説明の相手方が占有する建築物（説明の相手方が当該建築物の一部を占有する者であるときにあっては、当該建築物のうち、当該説明の相手方が占有する部分）の位置を特定するために必要な情報 (2) 条例第16条第3項の規定による説明をした日時 (3) 条例第16条第3項の規定による説明をした場所 (4) 条例第16条第3項の規定により説明を行った方法 (5) 条例第16条第3項の規定による説明に対する当該説明の相手方からの意見 (6) 前号の意見への対応の状況 4 条例第17条第1項第2号に掲げる事項の報告に係る報告書面の記載は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を明示して行わなければならない。 (1) 申請者が、申請をしようとする施設において生じる廃棄物の処理について、自ら廃棄物の処理施設に運搬する方法を採ろうとする場合 申請者が自ら当該廃棄物を廃棄物の処理施設に運搬する旨 (2) 申請者が、申請をしようとする施設において生じる廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文又は第14条第1項の規定による許可を受けた者（以下「収集運搬許可業者」という。）に対し委託する方法を採ろうとする場合 委託しよう	(廃棄物の処理) 第28条 営業者は、廃棄物の処理が適正に行われていることを確認することができるよう、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を施設若しくは施設外玄関帳場又は事務所に保管するものとする。 (1) 営業者が自ら旅館業の実施に伴って生じた廃棄物を廃棄物の処理施設に運搬する場合 廃棄物を廃棄物の処理施設に運搬し、処分を委託したことを証する書類 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文又は第14条第1項の規定による許可を受けた者（以下「収集運搬許可業者」という。）に対し廃棄物を収集し、又は運搬することを委託する場合 収集運搬許可業

条例	規則	要綱
(3) 次条第1項の規定により代理人を選任しなければならない申請者にあつては当該代理人の氏名、住所及び連絡先（法人にあつては、名称及び代表者名、主たる事務所の所在地並びに連絡先）、同条第2項の規定により代理人の選任を要しない申請者にあつては日本における代表者の氏名、住所及び連絡先 (4) 当該申請をしようとする施設の避難通路の状況 2 申請者は、前項の規定による報告の際に、申請をしようとする施設ごとに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 当該申請をしようとする施設の所有者を確認することができる書類 (2) 当該申請をしようとする施設が申請者の所有に属しないときは、当該施設の所有者その他の権原を有する者が、当該施設を旅館業の用に供することにつき承諾をしていることを証する書類 (3) 当該申請をしようとする施設が存する建築物が2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の所有に係るものである場合であつて、区分所有法第30条第1項の規定により定められた規約（以下「規約」という。）により、当該施設において旅館業を営むことが認められているときは、当該規約の写し (4) 当該申請をしようとする施設が存する建築物が2以	とする収集運搬許可業者の氏名（法人にあつては、名称） 5 条例第17条第1項第4号に掲げる事項の報告に係る報告書面の記載は、避難通路の最も狭い部分の幅員を明示して行わなければならない。 （申請の際に提出する書類）	者に対し廃棄物を収集し、又は運搬することを委託したことを確認することができる書類 2 営業者は、旅館業の実施に伴って生じた廃棄物の処理を行うに当たり、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 (1) 施設内及びその敷地内における廃棄物の適正な保管 (2) 周辺住民又は近隣住民の生活環境に配慮した廃棄物の収集又は搬出に関する計画の策定 （提出書類等）

条例	規則	要綱
上の区分所有者の所有に係るものである場合であつて、規約に旅館業を営むことについての定めがないときは、当該建築物の管理を行うために区分所有法第3条の規定により構成された団体が、当該施設において旅館業を営むことにつき承諾をしていることを証する書類として別に定めるもの (5) 当該申請をしようとする施設が存する区域を管轄する消防署長が発する書面であつて、当該施設が消防法及び京都市火災予防条例の規定に適合していることを認める旨を記載したもの (6) 次条第1項の規定により代理人を選任したときは、その代理権を証する書類 3 第1項の規定による報告をした者は、同項第2号から第4号までに掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を書面により市長に報告しなければならない。 4 第2項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる書類を提出した者は、当該書類に記載された事実に変更があつたときは、その日から30日以内に、変更後の書類を市長に提出しなければならない。 5 営業者は、規則第4条の規定による届出（構造設備の変更に係るもののうち、市長が必要と認めるものに限る。）をする際に、当該変更後の施設に関しその存する区域を管	第19条 条例第17条第2項第4号に規定する別に定めるものは、次に掲げる事項を記載した書類とする。 (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先（法人にあつては、名称及び代表者名、主たる事務所の所在地並びに連絡先） (2) 申請をしようとする施設の所在地 (3) 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第3条の規定により構成された団体（以下「団体」という。）の名称 (4) 団体の連絡先 (5) 申請の時ににおいて、申請をしようとする施設において旅館業を営むことにつき団体が承諾をしている旨 (6) 前号の承諾をした団体の管理者（区分所有法第3条に規定する管理者をいう。）又は理事（同法第49条第1項に規定する理事をいう。）の役職及び氏名 (7) その他市長が必要と認める事項	第29条 条例第17条第2項第4号に規定する承諾書は、参考第1号様式（条例第17条第2項第4号関係）とする。ただし、当該承諾書以外であつても、条例及び市規則の規定を満たす承諾書であれば差し支えない。 2 条例第17条第2項第6号に規定する代理権を証する書類（以下「委任状」という。）は、参考第2号様式（条例第17条第2項第6号関係）とする。ただし、当該委任状以外であつても、条例の規定を満たす委任状であれば差し支えない。 （構造設備の変更に係る消防法令適合の確認） 第30条 条例第17条第5項に規定する市長が必要と認めるものとは、次のいずれかに掲げるものとする。

条例	規則	要綱
轄する消防署長が発する書面であって、当該変更後の施設が消防法及び京都市火災予防条例の規定に適合していることを認める旨を記載したものを市長に提出しなければならない。 (旅館業の適正な実施) 第18条 営業者が個人であって日本国内に住所を有しないとき又は外国法人であるときは、当該営業者は、その施設ごとに、当該施設において営む旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする代理権を付与した代理人（日本国内に住所を有する者に限る。）を選任しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、営業者は、会社法第817条第1項に規定する日本における代表者を定めているときは、前項の代理人を選任することを要しない。 3 営業者は、その施設に宿泊することの申込みを受け、これを承諾するときは、当該申込みをした者（代理人を通じて当該申込みをした場合にあっては、当該代理人）に対し、当該申込みをした者が当該施設に到着することを容易にするために必要な情報として別に定めるものを必要な時点までに提供しなければならない。 4 営業者は、施設の内部又は施設外玄関帳場において、面接の方法（玄関帳場代替設備を設置している場合にあっては、面接と同等の方法として市長が認める方法）により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡し（客室の出入口が鍵を掛けることができるものである場合に限る。）をしなければならない。	(施設に到着することを容易にするために必要な情報) 第20条 条例第18条第3項に規定する別に定める情報は、次に掲げるものとする。 (1) 施設の所在地 (2) 施設の周辺の目標となる地物 (3) 前号の目標となる地物から施設までの経路	(1) 第1号様式客室欄に記載した事項の変更に係るもの (2) 前号に掲げるもののほか、構造設備の変更後の施設に関し、消防法及び京都市火災予防条例への適合状況について、当該施設が存する区域を管轄する消防署長に確認する必要があると認めるもの (施設に到着することを容易にするために必要な情報) 第31条 申請者は、条例第18条第3項に規定する施設に到着することを容易にするために必要な情報について、当該情報を提供するための書面（ウェブサイトに掲載する場合や電子メール等により送信する場合はその画面を印刷したもの。）をあらかじめ作成し、条例第17条第1項の規定による報告と合わせて市長に提出するものとする。 2 営業者は、旅行者等が運営するウェブサイト又は自らが運営するウェブサイト等を活用して宿泊客を募集する場合は、宿泊客が迷わず施設に到着することができるようにするため、施設の正確な所在地や詳細な案内図等の施設情報をウェブサイトに掲載するものとする。 (面接方法等) 第32条 条例第18条第4項に規定する面接は、施設外玄関帳場を設けている場合にあっては、当該施設外玄関帳場で行うこと。 2 条例第18条第4項に規定する面接と同等の方法として市長が認める方法とは、次に掲げる基準を全て満たすものとする。 (1) 宿泊者の容姿及び旅券等が画像により鮮明に確認が

条例	規則	要綱
5 営業者は、別に定めるところにより、前項の規定による本人確認及び人数確認と併せて、宿泊者に対し、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として別に定めるもの及び施設の使用方法を説明しなければならない。	(宿泊者に対する説明の方法等) 第21条 条例第18条第5項の規定による説明は、文書、図面等を用いることにより分かりやすいものとしなければならない。	でき、かつ、当該旅券画像が宿泊者名簿と共に保存されていること。 (2) 前号に規定する画像が施設又はその存する敷地や建物等から発信されていることを確認することができること。 (3) 周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項について説明することができること。 (鍵の受渡し方法) 第33条 客室の鍵については、営業者その他の旅館業に携わる者が適切にこれを管理し、面接又は前条第2項に規定する面接と同等の方法による本人確認等の後に、宿泊者に渡さなければならない。また、利用後の鍵の返却についても、適切に返却されることとする。 2 暗号キー等の物理的な実体を伴わない鍵を利用する場合(暗証番号付きのキーボックス等を利用して施設の鍵の受渡しを行う場合を含む。)にあつては、面接による本人確認等の後に宿泊者に暗証番号を開示しなければならない。 3 前項の鍵を用いる場合は、宿泊者ごとに暗証番号等を変更するなど、防犯措置を講じるように努めなければならない。 (宿泊者に対する説明等) 第34条 営業者は、周辺住民の生活環境の悪化を防止するため、宿泊者に対し、次の事項について説明し、その遵守を求めるものとする。ただし、第1号については、条例第18条第3項に基づく情報提供と併せて行うものとする。 (1) 施設付近の路上において、旅行かばんを引く音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は、特に注意すること。 (2) 施設又はその付近において、大声、大きな物音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は、特に注意すること。 (3) 施設又はその付近において、たばこの吸い殻やごみをみだりに捨てないこと。 (4) 施設又はその付近において、きまりに反したごみ出しをしないこと。 (5) 火災を防止するため、喫煙の方法、こんろの使用方法

条例	規則	要綱
6 営業者は、前項の規定による説明をするときは、必要に応じて外国語を用いなければならない。 7 営業者は、周辺住民又は近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。	2 条例第18条第5項に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴って生じる音をみだりに生じさせないよう努めることその他の静穏を保持するために必要な事項 (2) 施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項 (3) 施設における廃棄物の適切な処理の方法 (4) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法 (5) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項 3 条例18条第7項に規定する体制として、営業者は、管理者を定めなければならない。	など、火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法 (6) 消火器の設置場所、使用方法、119番通報の方法など、火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項 (7) 住民組織等と取り決めた事項や当該取決め内容を遵守するために説明が必要な事項 (8) その他宿泊者および地域住民の安全及び安心を確保するとともに地域との調和を図るために必要なこと。 2 前項の説明に対する宿泊者の理解を深め、また、適切に説明を行ったことを証するため、説明を行った後、宿泊者に対して内容確認の署名等を求めることとする。 3 営業者は、火災予防や生活騒音の対策など、安全安心及び良好な住環境を確保するため、当該施設の建物の構造や周辺の土地利用の状況に応じて、適切な取組を行うものとする。 (外国語の説明等) 第35条 営業者は外国人旅行者である宿泊者に対し、前条の規定に係る事項に関し、外国語を用いた文書、図面等により、分かりやすく説明するものとする。 (管理者の職務) 第36条 管理者は、その担当する施設における旅館業について、次に掲げる職務を行うものとし、職務遂行能力の向

条例	規則	要綱
8 営業者は、施設の外部から見やすい場所に、営業者の氏名（法人にあつては、名称）、管理者の連絡先（第15条第13号イの規定により、施設の内部に営業者が駐在し、又は使用人等を駐在させる場合を除く。）、施設の名称、営業の種別及び施設外玄関帳場の所在地（施設外玄関帳場を設置した場合に限る。）を記載した標識を掲げなければならない。 9 営業者は、施設外玄関帳場を設けるときは、当該施設外玄関帳場の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。		上に努めなければならない。 (1) 施設の近隣住民又は周辺住民からの苦情及び問合せに対応し、その解決を図ること。 (2) 火災など緊急事態の発生時において、119番通報、初期消火や宿泊者の避難誘導、救助及び安否確認のほか、110番通報、医療機関への通報連絡や宿泊者に係る情報提供など、宿泊施設の管理者として一般に求められる対応を行うこと。 (3) 宿泊者からの苦情及び問合せに対し、必要に応じて外国語により対応し、その解決を図ること。 (4) 施設の構造設備等に生じた不具合に対応するなど宿泊者が施設において快適に宿泊するために必要とされる事項に対応すること。 （苦情及び緊急の事態の対応体制） 第37条 条例第18条第7項の規定による体制構築に当たっては、深夜、早朝を問わず、当該施設の宿泊者への対応のほか、周辺住民又は近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するため、営業者は、次のとおり体制を確保しなければならない。 (1) 宿泊者及び周辺住民又は近隣住民と迅速かつ確実に連絡が取れること。 (2) 十分な業務遂行能力のある人員を適切な人数駐在させること。 （標識の大きさ等） 第38条 条例第18条第8項に規定する標識の大きさ、材質等は次のとおりとする。 (1) 日本産業規格A列4番サイズ以上のものとする。 (2) 当該標識の材質は、雨風に耐え得るものとする。 (3) 記載事項が容易に読み取れるよう、日本語及び外国語で、明瞭で適切な大きさの字体により記載すること。 (4) 落下等を防止するため、堅固に固定すること。 （施設外玄関帳場の掲示） 第39条 条例第18条第9項に規定する掲示については、前条と同様とする。

条例	規則	要綱
(1) 当該施設外玄関帳場を第10条第1項の規定により設ける施設外玄関帳場とする施設の名称 (2) 施設外玄関帳場である旨 10 営業者は、避難通路に避難の支障になる物件を存置してはならず、及び営業者以外の者に避難通路に物件を放置され、又は正当な理由なく存置されないように管理しなければならない。 (宿泊を拒むことができる事由) 第19条 法第5条第4号に規定する条例で定める事由は、宿泊しようとする者又は宿泊している者が次の各号のいずれかに該当する者であるときとする。 (1) 泥酔者その他の宿泊者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがある者 (2) 異常な挙動又は言動がある者 (3) 明らかに支払能力がないと認められる者 (4) 法第6条第2項の規定に違反した者 (5) その他宿泊を拒むことに正当な理由があると認められる者 第6章 雑則 (勧告及び命令) 第20条 市長は、旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、営業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採ることを勧告することができる。 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に	(宿泊者名簿に記載すべき事項) 第22条 規則第4条の2第3項第2号に規定する事項は、宿泊者の到着年月日、出発年月日及び年齢とする。 (遵守事項) 第23条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 客室には定員を超えて宿泊させないこと。 (2) 客室以外に客を宿泊させないこと。	(避難通路の管理) 第40条 避難通路は、1.5メートル以上の幅員を確保するものとする。ただし、建築基準法施行令第128条に規定する敷地内通路に適合する場合については、この限りでない。

条例	規則	要綱
係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。 (報告徴収及び立入検査) 第21条 市長は、旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、営業者が旅館業を営む施設その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (無許可営業者等に対する措置) 第22条 市長は、旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、無許可営業者等に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、無許可営業施設等その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定により報告を求め、又は無許可営業施設等に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは質問をする必要があるにもかかわらず、無許可営業者等に連絡を取るために他に適当な手段がないときは、市長は、別に定めるところにより、当該無許可営業施設等の見やすい場所に、当該無許可営業者等に対し、連絡を取るために必要な情報を報告することを求め、並びに関係者、当該無許可営業施設等の周辺に居住	(身分証明書) 第24条 条例第21条第2項及び第22条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第6号様式とする。 (無許可営業施設等における掲示の方法等) 第25条 条例第22条第3項の規定による掲示は、別に定める様式を用い、施設を損傷しない方法により行うものとする。 2 市長は、条例第22条第3項の規定による掲示を開始した後に、同条第1項の規定により無許可営業者等に対しその業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員が、無許可営業施設等その他関係施設に立ち入り、その業務の状	(法令等の遵守状況等調査) 第41条 市長は、法、令、規則、条例、市規則及びこの要綱の遵守状況等を確認するため、営業者に対して、当該遵守状況等について調査を行うことができる。 2 市長は、前項の規定による調査において、必要があると認めるときは、法又は条例の規定に基づき、報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

条例	規則	要綱
する者及び宿泊者に対し、当該無許可営業者等に関する情報を提供することを求めるために必要な事項として別に定めるものを掲示することができる。 4 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (公表) 第23条 市長は、営業者に対し、法第7条の2各項若しくは第8条若しくはこの条例第20条第2項の規定による命令又は法第8条の規定による許可の取消し（以下「命令等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。 (1) 当該命令等を受けた営業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地） (2) 当該命令等に係る施設の所在地 (3) 当該命令等の内容 (4) その他市長が必要と認める事項 (協力依頼) 第24条 市長は、旅館業の適正な運営の確保のために必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。	況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査することができたときは、直ちに当該掲示をやめるものとする。 3 条例第22条第3項に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 条例第22条第3項の規定による掲示により市長が提供を求める情報 (2) 条例第22条第3項の規定による掲示をする無許可営業施設等を識別するために市長が付す番号 (3) 条例第22条第3項の規定による掲示をする無許可営業施設等が法第3条第1項の規定による許可を受けていない旨 (4) 条例第22条第3項の規定による掲示をする無許可営業施設等が住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出をしていない旨 (5) その他市長が必要と認める事項	(建築基準法等の遵守) 第42条 市長は、旅館業営業の施設において建築基準法その他関係法令の遵守を図るため、施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、条例第24条の規定に基づき関係機関に意見照会するものとする。 (1) 建築物の出口から通ずる敷地内の通路が、建築基準法第42条に規定する道路に直接接続しない場合

条例	規則	要綱
(委任) 第25条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 第7章 罰則 (過料) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50、000円以下の過料に処する。 (1) 第17条第1項又は第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (2) 第17条第2項、第4項又は第5項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者 (3) 第20条第2項の規定による命令に違反した者 (4) 第21条第1項又は第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者(宿泊者を除く。) 附 則 (平成30年3月6日条例第22号) (抄) (経過措置) 3 次に掲げる構造設備のうち、改正後の条例第8条第9号及び第9条第1項第2号(改正後の条例第10条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、これらの規定は、当該構造設備が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。	(補則) 第26条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。 附 則 (平成30年3月8日規則第44号) (抄) (経過措置) 2 この規則の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けている者(同法附則第15条又は第16条第3項の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。)が営む当該許可に係る旅館業の宿泊の形態のうち、この規則による改正後の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第8条第3号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、当該宿泊の形態が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。	(2) 路地状部分のみで道路に接する場合 (3) 建築基準法その他関係法令の遵守に支障があると認められる場合 (補則) 第43条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生担当部長が定める。

条例	規則	要綱
附 則（平成３０年６月１１日条例第１０号）（抄） （経過措置） ２ この条例の施行の際現に旅館業法（以下「法」という。）第３条第１項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けている者（法附則第１５条又は第１６条第３項の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。以下「営業者」という。）が営む当該許可に係る旅館業の施設の構造設備のうち、この条例による改正後の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第８条第１号及び第６号イの規定に適合しないものについては、これらの規定は、当該構造設備が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。 附 則（令和２年１１月６日条例第１５号） （施行期日） １ この条例は、令和２年１１月１０日から施行する。 （経過措置） ２ 次に掲げる施設で、この条例による改正前の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第２条第２項第６号に掲げる小規模宿泊施設のうち、この条例による改正後の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第２条第２項第６号アの規定に適合しないものについては、同号アの規定は、当該施設が存する建築物（同号アに掲げる要件に該当する部分に限る。）が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。 （１） この条例の施行の際現に旅館業法（以下「法」という。）第３条第１項の規定による許可を受けている者が営む当該許可に係る旅館業の施設 （２） この条例の施行の日前に法第３条第１項の規定による許可の申請をした者が営もうとする当該許可に	附 則（令和２年１１月６日規則第４５号） （施行期日） １ この規則は、令和２年１２月１５日から施行する。ただし、第５条第２項及び第１４条の規定は、令和２年１１月１０日から施行する。 （経過措置） ２ 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。	附 則 （実施期日） １ この要綱は、令和２年１２月１５日から実施する。（令和２年１２月１５日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定） （経過措置） ２ 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

条例	規則	要綱
係る旅館業の施設	附 則（令和３年７月２８日規則第４０号） （施行期日） １ この規則は、令和３年８月１日から施行する。 （経過措置） ２ 従前の様式による用紙は、市長が認めるもの に限り、当分の間、これを使用することができる。	附 則 （実施期日） １ この要綱は、令和４年６月３日から実施する。 （令和４年６月３日医療衛生担当局長決定） （経過措置） ２ 従前の様式による用紙は、市長が認めるもの に限り、当分の間、これを使用することができる。
附 則（令和５年３月２２日条例第５８号） この条例は、令和５年４月１日から施行する。	附 則（令和５年３月３１日規則第１０３号） この規則は、令和５年４月１日から施行する。	附 則 （実施期日） この要綱は、令和５年６月９日から実施する。 （令和５年６月９日保健福祉局長決定）
附 則（令和５年１１月１３日条例第２４号）（抄） この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に 資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改 正する法律（令和５年法律第５２号）の施行の日（令和 ５年１２月１３日）から施行する。	附 則（令和５年１２月１２日規則第６０号） （施行期日） １ この規則は、令和５年１２月１３日から施行する。 （経過措置） ２ この規則の施行の日前に旅館業法第２条第１項に 規定する旅館業を譲り受けた者に係るこの規則によ る改正前の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正 な運営を確保するための措置に関する規則第３条の	附 則 （実施期日） １ この要綱は、令和５年１２月１３日から実施する。 （令和５年１２月７日保健福祉局長決定） （経過措置） ２ 従前の様式による用紙については、市長が認めるも のに限り、当分の間、これを使用することができる。

条例	規則	要綱
	規定の適用については、なお従前の例による。この場合において同条第４号中「規則」とあるのは、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第１０１号）第１条の規定による改正前の規則」とする。 ３ 従前の様式による用紙は、市長が認めるもの限り、当分の間、これを使用することができる。 附 則（令和７年３月２６日規則第５１号） （施行期日） １ この規則は、令和７年４月１日から施行する。	附 則 （実施期日） この要綱は、令和８年４月１日から実施する。 （令和８年３月２６日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定） 附 則 （実施期日） この要綱は、令和８年８月３１日から実施する。ただし、改正後の第５条第１項第１８号の規定は、同年１０月１日から適用する。 （令和８年８月３１日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定）